

# 災害時における一時避難場所等の提供に関する協定書

北 茨 城 市

浅草ハム株式会社関東工場

# 災害時における一時避難場所等の提供に関する協定書

北茨城市（以下「甲」という。）と浅草ハム株式会社関東工場（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北茨城市において地震、風水害及びその他の原因による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、相互に協力して住民の安全を確保するため、一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）や救援物資（以下「物資」という。）の提供について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、市域で災害が発生し、帰宅困難者及び近隣住民（以下「一時避難者」という。）の一時避難場所及び物資の提供が必要と判断したときは、乙に対し協力を要請することができる。

（一時避難場所の提供）

第3条 乙は、甲から一時避難場所の提供に関する要請があった場合は、次に掲げる敷地及び屋内施設（以下「施設等」という。）を一時避難者に開放し、受入れるものとする。ただし、受入れの可否や開放する施設等の範囲については、災害の状況に応じて、その都度甲乙協議の上、決定するものとし、乙が被災している等、正当な理由がある場合は、この限りではない。

一時避難場所として開放する施設等	駐車場、建屋2階、会議室、食堂、応接室、役員室 宿直室、更衣室、書庫、倉庫
------------------	--

2 乙は、一時避難者を受入れた場合は、可能な範囲でトイレ、水道水、空調、照明及び電源等を提供することとする。

（物資の提供）

第4条 乙は、甲から物資の提供に関する要請があった場合は、可能な範囲で、別に定める物資を提供することとする。

(要請の方法)

第5条 前条の物資の提供に関する要請は、品目、数量、場所及び期間を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で物資の提供を要請し、その後速やかに文書をもって処理するものとする。

2 甲及び乙は、協力の要請及び一時避難者の受入れを円滑に行うため、甲乙両者の連絡先及び連絡責任者等を別に定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協力)

第6条 乙が一時避難者の受入れを了承した場合は、速やかに施設等の入口を開放することが可能となる措置を講ずるものとする。

2 甲は、当該施設等に職員等の派遣は行わないものとする。

3 乙は、一時避難者を受入れた場合は、一時避難者の氏名、連絡先、車両番号等を把握し、避難状況等について、甲と情報共有できるようにするものとする。

(使用期間)

第7条 施設等の使用期間は、第2条の規定に則り甲が協力を要請し、乙が受入れを了承したときから、一時避難者が安全に帰宅できると甲乙協議の上、判断されるまでとする。

(経費の負担)

第8条 一時避難者の受入れに伴う、施設等の使用料及び運営に要する経費は、乙が負担するものとする。

2 甲の要請により支援した物資提供に要する経費は、甲が負担するものとし、物資の取引価格は、災害の発生した直前の販売価格を基準とする。

(施設等破損時の対応)

第9条 一時避難者の受入れに伴い、乙の施設等や所有物に破損等が生じた場合の対応については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 施設等に一時避難者が避難した際に発生した事故等については、乙は一時避難者及び甲に対し、一切の責任を負わないものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3箇月前までに甲または乙いずれからも協定の解除または変更の申し出がないときは、期間満了の日の翌日からさらに1年間延長されるものとし、以後もこの例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通をそれぞれ保有するものとする。

令和4年1月14日

甲 茨城県北茨城市磯原町磯原1630  
北茨城市

北茨城市長

乙 北茨城市中郷町日棚字宝壺644-52  
浅草ハム株式会社 関東工場

工場長